

公益財団法人日立市スポーツ協会加盟団体育成助成金の交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日立市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第10条に定める加盟団体（以下「加盟団体」という。）の組織の一層の充実・強化を図ることを目的に交付する助成金について必要な事項を定める。

(交付対象経費及び助成金額)

第2条 交付対象経費は、加盟団体の運営に要する経費とし、助成金額は、次の各号のとおりとする。

- (1)協会加盟団体に関する規程第3条第1項第1号の加盟団体 別表第1
- (2)協会加盟団体に関する規程第3条第1項第2号の加盟団体
及びその連絡会 別表第2

2 協会加盟団体に関する規程第3条第1項第2号及び第4号から第6号までの加盟団体に対する助成金の交付は行わないものとする。

(助成金の交付申請)

第3条 加盟団体が助成金の交付を受けようとするときは、加盟団体育成助成金交付申請書（様式第1号）に協会加盟団体に関する規程第8条第1項に定める書類を添えて、毎年5月末日までに協会会長あてに提出しなければならない。

(助成金の交付決定通知)

第4条 加盟団体から助成金の交付申請があったときは、提出書類を審査のうえ、適正であると認められた場合は、加盟団体育成助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の内容変更等)

第5条 加盟団体は、助成事業の内容を変更し又は廃止しようとするときは、加盟団体事業計画変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を協会会長あてに提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 加盟団体は、当該助成事業年度終了後翌年5月末日までに、加盟団体事業実施報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、協会会長に提出し承認を受けなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)収支決算書

2 協会への加盟を継続する加盟団体については、前項に規定する実績報告を第3条に規定する助成金の交付申請を翌年度に行う際の添付書類をもって代えることができる。

(帳簿等の保存)

第7条 加盟団体は、当該助成事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、助成事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 協会は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成19年5月31日 理事会議案第4号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月28日 理事会議案第13号)

この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月27日 理事会議案第5号)

1 この規程は、理事会の議決のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、平成16年4月1日から適用した財団法人日立市体育協会加盟団体育成助成金の交付に関する規程は廃止する。

附 則(平成26年1月29日 理事会議案第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日 理事会議案第7号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月22日理事会議案第13号)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、平成25年4月1日から適用した公益財団法人日立市体育協会加盟団体育成助成金の交付に関する規程は廃止する。

別表第 1

No.	加盟団体名	助成金額	備考
1	県アマチュアゴルフ連盟日立支部	24,000 円	
2	日立市空手道連盟	24,000 円	
3	日立市弓道連盟	24,000 円	
4	日立市クレール射撃協会	24,000 円	
5	日立地区剣道連盟	24,000 円	
6	日立市ゲートボール連合会	24,000 円	
7	日立市サッカー協会	24,000 円	
8	県銃剣道連盟日立支部	24,000 円	
9	日立市柔道協会	24,000 円	
10	日立市水泳協会	24,000 円	
11	日立市スケート連盟	24,000 円	
12	日立市ソフトテニス協会	24,000 円	
13	日立市ソフトボール協会	24,000 円	
14	日立市ターゲットバードゴルフ連盟	24,000 円	
15	日立市卓球協会	24,000 円	
16	日立市ダンススポーツ連盟	24,000 円	
17	日立市テニス協会	24,000 円	
18	県軟式野球連盟日立支部	24,000 円	
19	日立市バスケットボール協会	24,000 円	
20	日立市バドミントン協会	24,000 円	
21	日立市バレーボール協会	24,000 円	
22	日立市フォークダンス連合	24,000 円	
23	日立市ボウリング連盟	24,000 円	
24	日立市ラグビー協会	24,000 円	
25	日立市陸上競技協会	24,000 円	
26	日立市レクリエーション協会	24,000 円	
27	日立市グラウンドゴルフ協会	24,000 円	

別表第 2

No.	大会名	助成金額	備考
1	豊浦地区体育振興会	73,000 円	対象人口 10,000 人：1 人当たり 7.3 円
2	日高学区市民自治会	73,000 円	対象人口 10,000 人：1 人当たり 7.3 円
3	田尻学区体育振興会	81,000 円	対象人口 11,000 人：1 人当たり 7.3 円
4	滑川地区体育振興会	66,000 円	対象人口 9,000 人：1 人当たり 7.3 円
5	中里地区体育振興会	40,000 円	対象人口 1,000 人：下限額
6	日立地区体育振興会	150,000 円	対象人口 28,000 人：上限額
7	成沢地区体育振興会	66,000 円	対象人口 9,000 人：1 人当たり 7.3 円
8	多賀地区体育振興会	150,000 円	対象人口 34,000 人：上限額
9	金沢学区体育振興会	59,000 円	対象人口 8,000 人：1 人当たり 7.3 円
10	大沼地区体育振興会	88,000 円	対象人口 12,000 人：1 人当たり 7.3 円
11	水木学区コミュニティ推進会	66,000 円	対象人口 9,000 人：1 人当たり 7.3 円
12	大みか学区コミュニティ推進会	52,000 円	対象人口 7,000 人：1 人当たり 7.3 円
13	南部地区体育研究会	59,000 円	対象人口 8,000 人：1 人当たり 7.3 円
14	坂下地区体育振興会	81,000 円	対象人口 11,000 人：1 人当たり 7.3 円
15	十王地区体育振興会	103,000 円	対象人口 14,000 人：1 人当たり 7.3 円
16	日立市地区体育振興会連絡会	30,000 円	定額